

「学校給食室・保健室等空調設備整備事業」入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
1	要求水準書	4	1.2.3.			高花平小学校	配管スリーブは、改築工事（本事業と別途）にて必要なサイズが必要な位置に準備されており、あと施工可能なスペースが確保されているものと考えてよろしいか。	前段については、本市が想定しているサイズおよび位置に配管スリーブを準備しています。後段については、ご理解のとおりです。
2	要求水準書	4	1.2.3.			高花平小学校	GHPでもEHPでも設置可能な「室外機置場の荷重」、「電源容量」、「ガス配管サイズ」、「各室のリモコン空配管」が準備してあるものと考えればよろしいか。	本市が想定しているGHPにおける「室外機置場の荷重」、「電源容量」、「各室のリモコン空配管」を見込んでいます。
3	要求水準書	4	1.2.3.			高花平小学校	集中リモコン本体及び付属機器が総合盤に取り付けられる十分なスペースが準備してあるものと考えてよろしいか。	本市が想定する集中リモコン本体及び付属機器を取り付けるスペースはあります。
4	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	中央小の相談室が、現状2室に分かれています。この2室とも空調の新設が必要となりますでしょうか。	今後、市にて当該室を1室に改修する検討をしておりますので、1室の新設と仮定してください。
5	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	県小学校の相談室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	今後、市にて撤去検討している空調機となりますので、当該室は新設対象とお考えください。
6	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	海蔵小学校の保健室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
7	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	塩浜小学校の洗浄室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
8	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	富洲原小学校の相談室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
9	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	河原田小学校の相談室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
10	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	川島小学校の会議室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
11	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	桜小学校の相談室（1F）に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
12	要求水準書	5～6	1.2.4			新設対象部分室数	大矢知興譲小学校の児童会室について、廊下との間仕切り壁がありませんでした。どのように機器選定すればよろしいか。	今後、市にて間仕切り壁を設置検討している室となりますので、児童会室と廊下の間仕切り壁が存在することを仮定して機器選定を行ってください。
13	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	三滝中学校の休憩室に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
14	要求水準書	5～6	1.2.4.			新設対象部分室数	朝明中学校の相談室（2階）に空調機が設置されていましたが、撤去対象でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
15	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	楠中学校の休養室が現状ありません（現状、女子更衣室）でしたが、今後対象室が設置されるのでしょうか。	今後、市にて休養室として改修を検討している室となりますので、新設対象とお考えください。
16	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			新設対象部分室数	質疑記載以外で、新設対象室に既存空調機が設置されていた場合には、撤去は必要でしょうか。その場合、費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	撤去の必要はありません。
17	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			更新対象部分室数	楠小学校の相談室が2室に分かれています。2室とも本事業の対象と考えてよろしいか。	今後、市にて当該室を1室に改修する検討をしておりますので、1室の更新と仮定してください。
18	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			更新対象部分室数	楠小学校で更新対象の多目的ホール等の室外機と同一系統に家庭科室は入っていますでしょうか。同一系統の場合、家庭科室も更新対象となりますでしょうか。	多目的ホールの室内機および室外機が更新対象となります。
19	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			更新対象部分室数	楠小学校で更新対象の音楽室等の室外機と同一系統に図工室は入っていますでしょうか。同一系統の場合、図工室も更新対象となりますでしょうか。	音楽室の室内機および室外機が更新対象となります。
20	要求水準書	5 ～ 6	1.2.4.			更新対象部分室数	西笹川中学校で更新対象の事務センターが2室に分かれています。1室になると考えて計画すればよろしいか。	今後、市にて当該室を1室に改修する検討をしておりますので、1室の更新と仮定してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
21	要求水準書	5 ～ 6	1. 2. 4.			更新対象部分室数	塩浜中学校で更新対象の多目的教室・音楽室用の室外機と同一系統に美術室が入っているが、こちらも更新対象と考えてよろしいか。	多目的教室・音楽室の室内機および室外機が更新対象となります。
22	要求水準書	5 ～ 6	1. 2. 4.			更新対象部分室数	更新対象室に既存空調機が設置されていない場合には、撤去は不要と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	5 ～ 6	1. 2. 4.			保守対象部分室数	大池中学校の保健室の室内機が音楽室系統につながっていました。室内機のみが対象と考えればよろしいか。	保健室の室内機および室外機が保守対象となります。
24	要求水準書	5 ～ 6	1. 2. 4.				既存でルームエアコンウインド形がついている室がありました。残置でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	5 ～ 6	1. 2. 4.			保守対象部分室数	四郷小学校保守対象部分室である少人数にルームエアコンウインド形が設置されていました。この機器が保守対象という認識でよろしかったでしょうか。	少人数にあるルームエアコンウインド形は保守対象外であり、今後、市にて設置予定のルームエアコンが保守対象となります。
26	要求水準書	6	1. 2. 4.	(2)			将来的に可動間仕切りの設置が見込まれる室について分かる資料を頂きたい。又、提案書提出後に判明した場合は別途費用とさせていただきます。よろしいか。	現時点で可動間仕切りの設置計画はございませんが、提案書提出後に判明した場合は、協議事項とします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
27	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	キ	一般的要件	屋上やバルコニー、犬走り上の室外機基礎は、更新後利用しない場合でも残置してよろしいか。	バルコニー、犬走り上の室外機基礎においては、原則撤去とします。ただし、屋上の室外機基礎については、協議の上、残置可能とします。
28	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	キ	一般的要件	防水塗装されている場合や外壁の塗装状況によっては撤去することで塗膜等を切断する可能性があります。そういった場合は盤や支持金物類等残置してよろしいか。	当該事象が生ずる箇所を特定の上、事業者からの申し出により、市と協議の上、市が認めた箇所については残置可能とします。
29	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	キ	一般的要件	撤去跡について、適切に補修措置を講ずることとありますが、コーキング穴埋め程度と考えるとよろしいか。	穴埋め程度の補修については、ご理解のとおりです。
30	要求水準書	13	3.3.1.	(1)	ソ	一般的要件	アスベスト調査について施工部位を含めた異なる3面とあるが、施工を行う壁面で3箇所採取するという意味でよろしいか。又、分析は3検体混合でよろしいか。	異なる3面で採取し、3検体は混合とせず、それぞれ分析にかけます。
31	要求水準書	14	3.3.1.	(2)	タ	更新対象部分	市が管理保管される機器について、市の指定した場所まで運搬とありますが、場所は校内でしょうか。校外である場合、おおよその場所をご教授頂けませんでしょうか。	校内を想定しています。
32	要求水準書	18	3.3.2.	(2)	カ	他工事	2022年度及び23年度にキュービクル更新事業が予定されている学校では、本事業に必要な電源（ブレーカー）と変圧器容量がキュービクル内に準備されていると考えてよろしいか。	本市が想定しているGHPにおける電源（ブレーカー）と変圧器容量を見込んでいます。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
33	要求水準書	18	3.3.2.	(2)	カ	他工事	大規模改修事業等や中学校給食事業等で既設キュービクル内の改造や予備ブレーカー等使用予定であれば、使用箇所を教えてください。ご提示頂けない場合は、現地調査時から変更がないものとして計画してよろしいか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	25	5.3.3.			保守対象部分の維持管理業務	現地調査時に空調機が現状未設置の室がありました。導入予定室外機の設置場所と容量、室内機の台数と形状をご提示願います。	導入予定室外機の設置場所と容量、室内機の台数と形状が分かる資料を貸与資料として追加します。貸与を希望される場合は、平日9時から12時および13時から16時までの間（ただし、四日市市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に規定する日を除く）に教育施設課連絡先（059-354-8243）まで連絡してください。
35	要求水準書	28	7.2.1.		シ	熱負荷計算	隣室（又は上下室）に普通教室や職員室、校長室、保健室など、空調機が設置されている室が有る場合には、熱の侵入は無い条件として計算してよろしいか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	28	7.2.1.		シ	空調設備設計条件	現地調査の結果、提示頂いている設計条件と現地の設備状況や運用条件が異なると思われる室がありました。そのような室については、提示いただきました条件を参考に換気量や使用時間、人数等を変更して機器選定してよろしいでしょうか。	人数等はあくまで参考値となりますので、機器選定時に適切にご判断願います。ただし、要求水準書記載の屋内条件を満たすことを求めます。
37	要求水準書	29				空調設備設計条件	室別人員数について、その他居室0.5人/m ² は、パソコン室、多目的教室、音楽室、コミュニティ室など、クラス単位で利用する部屋が含まれると考えればよろしいか。	クラス単位で利用することも想定しております。また、要求水準書記載の屋内条件を満たすことを求めます。
38	要求水準書	29				空調設備設計条件	室別人員数について、67.5m ² より大きな室で最大の人員条件はございませんでしょうか。（計算上人員が多くなり、空調負荷も大きくなります。）	室別人員数について、67.5m ² より大きな室で最大の人員条件はありませんが、人数等はあくまで参考値となりますので、機器選定時に適切にご判断願います。ただし、要求水準書記載の屋内条件を満たすことを求めます。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
39	要求水準書	29				空調設備設計条件	⑥会議室・⑦その他居室では、学校職員のみが使用する前提条件であるため、換気量の違いにより空調容量が大きくなります。換気量や、人数等を変更して機器選定してよろしいでしょうか。	人数等はあくまで参考値となりますので、機器選定時に適切にご判断願います。ただし、要求水準書記載の屋内条件を満たすことを求めます。
40	要求水準書	30 ～ 32				空調設備設計条件	給食棟の各室において、貸与資料人数分の負荷を見込む必要がありますでしょうか。	人数等はあくまで参考値となりますので、機器選定時に適切にご判断願います。ただし、要求水準書記載の屋内条件を満たすことを求めます。
41	要求水準書	32				空調設備設計条件	調理室の外気負荷ですが、現地確認にて状況確認しましたが、フル稼働状態の換気量で試算するのは現実的ではないため、ファン1個分程度である4,000m ³ /hを機械換気量に見込むこととしてよろしいか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	33	7.2.2.		イ	室外機	ベランダの設置は不可とあるが、更新の場合は屋上と同様の考え方でよろしいでしょうか。	ベランダの設置は不可です。
43	要求水準書	33	7.2.3.		ア	室内機形状	給食室内の調理室や洗浄室は厨房用エアコンを導入する必要はありますでしょうか。それ以外の室は、天井埋込カセット形又は天井吊形で計画すればよろしいか。	厨房用エアコンを導入する必要がある部屋は調理室、洗浄室、下処理室およびワゴンルームとなります。後段については、ご理解のとおりです。
44	要求水準書	33	7.2.2.		ケ	フェンス	既存フェンスにて区画されている中や明らかに人が立ち入らない場所に室外機を設置する場合にはフェンスは不要と考えてよろしいか。	原則、フェンスの設置は必要ですが、現場状況に応じて、協議の上、不要とする事も可とします。
45	要求水準書	34	7.2.3.		オ	室内機	建築設備指針等に振れ止めに関する高さの規定がありません。室内機上部からスラブまでが600mm以上の時に実施することとしてよろしいか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
46	要求水準書	34	7.3.1.		ク	冷媒管	冷媒管によるカーテンの全閉について、既設と同様のカーテンの隙間を作らないような工夫をすることでも代用可能と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	35	7.4.3.		ウ	その他	本事業の設計終了後に別工事等で負荷設備が増設された学校は、本事項の対象外と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
48							実施方針等の際に、質疑回答のあった内容について、回答からの変更事項はないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
49							各校の現地見学を希望します。	現地見学が必要な場合は、教育施設課に連絡をし、了承を得た上で行うこととします。見学を希望される場合は、平日9時から12時および13時から16時までの間（ただし、四日市市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に規定する日を除く）に教育施設課連絡先（059-354-8243）まで連絡してください。
50	入札説明書	10	4.2.			入札参加資格	設計、施工、工事監理、維持管理業務に直接関係しない保険会社等は構成員ではないため、参加資格の提出は不要との考えでよろしいか。	ご理解のとおりです。
51	入札説明書	10	4.2.2.			入札参加資格	入札参加資格提出後の構成員の変更・追加は認めないとの記載がありますが、各校との打ち合わせ等詳細検討を進める中で、追加等の必要性がでてくる可能性があります。協議の上、変更・追加させて頂くことは可能でしょうか。	事業者と市の協議の上、市が認めた場合にのみ変更・追加することを可能とします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
52	基本協定書 (SPC無版)	1				前文	〔構成企業名●●〕（以下代表企業と〔構成企業名●●〕とを併せて「構成企業」という。）以下総称して「落札者」という。という文を後出の内容との整合性をわかりやすくするために、 〔構成企業名●●〕（以下「構成企業」という。）以下代表企業と構成企業とを併せて「落札者」という。 と変更頂くことは可能でしょうか。	変更いたします。
53	基本協定書 (SPC無版)	4				第10条	落札者に責がない場合には、何らかの費用負担いただけませんか。	原案通りとします。
54	基本協定書 (SPC無版)	5				第12条	(5)として、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報を追記いただけませんか。（事業契約書90条1項では、5号に記載あり。）	追記いたします。
55	事業契約書 (SPC無版)	8				第27条	6項の文末に、「この場合、市は、事業者の対応に協力する。」を加えていただけませんか。	原案通りとします。
56	事業契約書 (SPC無版)	11				第36条	1項の「この場合、市はその他に発生した損害を負担しない。」は削除いただけませんか。	原案通りとします。
57	事業契約書 (SPC無版)	23				第76条	5項を「別紙13の1(1)に記載する保険に基づき市、事業者又は構成員が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた増加費用又は損害に充当されるものとする。充当の優先順位については、関係する市、事業者又は構成員間で協議のうえ、これを定めるものとする。」に変更いただけませんか。	原案通りとします。